

# 社会福祉施設における感染対策

事前にいただいた質問にお答えします！

大阪市福祉局

# Q1 回答者:福祉

- 食事中や作業中の会話など、感染対策とコミュニケーションのバランスは、どのように考えるべきか。

- ✓ 飛沫感染を防止するため、食事中は人と人との適切な距離をあける、マスクを外した状態での会話は控える等の感染防止対策を徹底していただく必要がありますが、食事の合間等においては、適切な距離を保ちかつマスクを着用して会話する等の工夫をお願いします。
- ✓ また、作業中であれば、定期的な換気、適切な距離、マスク着用等の感染防止対策を徹底したうえで、短時間の日常的な会話であれば問題ないと認識しています。



## Q2 回答者：福祉

- 冬場の換気について、窓を開ける場合、どのくらいの頻度、時間で行うのが適当か。また、利用者と職員が一緒に調理を行う際の注意点、対策について教えてください。

- ✓ 換気は、1、2時間ごとに5～10分間行ってください。
- ✓ 利用者と職員が一緒に調理する場合は、次の点に注意してください。
  - 職員、利用者ともに手指衛生を徹底！
  - 定期的な換気！
  - 利用者、職員ともにマスクを着用！
  - 清掃、共有物（調理器具等）の消毒を徹底！
  - 可能な限り、同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす

## Q3 回答者：福祉

- ・入居者家族の面会について、今後どのように対応すべきか。

- ✓ 令和2年10月15日付けで、厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」が発出されています。
- ✓ 一部改正後の通知では、障がい者支援施設・障がい児入所施設における施設内での面会の実施について、これまで「感染経路の遮断という観点から」緊急やむを得ない場合を除き制限することとされていましたが、「感染経路の遮断」に加えて「つながりや交流が心身の健康に与える影響」という観点から今後は、地域における発生状況等も踏まえ対応を検討することとされました。

※10月15日付け事務連絡はこちら(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>

## Q4 回答者：福祉

- 万一、入居者様や職員でコロナウイルス感染症が発生した場合の行政や保健所の対応を具体的に教えてください。
- ✓ 福祉局では、平日の執務時間以外にも、夜間・休日において対応するための専用メールを開設し、各事業所等からの感染発生（疑い含む）の報告を受け、利用者・職員等の感染状況の把握、感染拡大防止のために必要な取組等の助言等を行っております。また、各事業所でサービス提供を継続するために必要な衛生用品の提供もおこなっております。
  - ✓ 保健所では、陽性となったご本人の症状を聞き取るとともに、疫学調査により濃厚接触者を特定し、PCR検査及び健康観察を行います。また、入院や宿泊療養が必要となった場合は、療養先までの搬送を行います。

## Q5 回答者:福祉

- 一人のご利用者様がコロナと診断された場合、事業所全職員、登録ヘルパーなどは症状がなくても2週間自宅待機になるのでしょうか。それとも、その方と接したヘルパーだけになるのでしょうか。マスクをしていたら濃厚接触にはならないと言われる方もいますが、コロナ感染の職員、ヘルパーが出れば2週間閉鎖なのか心配です。

- ✓ 万一感染者が発生した場合、保健所における積極的疫学調査により、感染された方との濃厚接触者の特定、濃厚接触者への検査の調整等が行われます。
- ✓ 感染者及び濃厚接触者については一定期間の隔離等が必要ですが、感染者及び濃厚接触者以外の全ての方が自宅待機ということではありません。事業所内での感染状況にもよりますので、保健所の指示に従っていただき、適切な事業運営を行ってください。

## Q6 回答者：福祉

- 防護服等について、行政からは陽性者が出た場合、どのようなタイミングでどのような物資を支給してもらえるのか。
- ✓ 防護服等の衛生用品については、各事業所で必要な数量を確保していただきますようお願いいたします。
  - ✓ 万一事業所内で陽性者が発生した際、市場での流通状況等から直ちに必要な衛生用品が入手できない場合、福祉局では「サージカルマスク、ガウン、ゴム手袋、フェイスシールド」を提供しています。
  - ✓ なお、国の令和2年度補正予算において、感染対策を徹底するために必要な経費に対する補助事業を実施していますので、積極的にご活用ください。

(例)「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害福祉サービス等分)」

# 大阪市からのお願い①

・新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染が疑われる者が発生した場合は、保健所との連携や社会福祉施設等内での情報共有、感染症対策を優先していただきながら、速やかに指定権者(大阪市)への報告をお願いします。

○大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課(指定・指導グループ)  
電話:06-6241-6310

(ガイダンスが流れた後「6」を押してください)

○大阪市福祉局障がい者施策部 運営指導課  
電話:06-6241-6527

(ガイダンスが流れた後「4」を押してください)

※平日9:00~17:30以外の時間帯、土日(祝日)の場合  
(介護・障がい共通)

メールアドレス: [corona-kaigo@city.osaka.lg.jp](mailto:corona-kaigo@city.osaka.lg.jp)



## 大阪市からのお願い②

- ・ 新型コロナウイルスに感染した、または濃厚接触者とされた利用者へのケアに当たっては、感染拡大を防止するため、使い捨て手袋やサージカルマスク、咳込み等があり飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する必要がありますので、普段から必要な数量を確保していただきますようお願いいたします。  
(Q6参照)

**【基本(1日あたりの利用者のケア数×日数×従事者数)】**

(参考)

実際に感染者等が発生した本市内の社会福祉施設等で必要となった数量は、従事者1人/1日あたり、サージカルマスク4～8枚、手袋4～10双、ガウン4～8着、フェイスシールド1～2個程度となっています。(2時間に1回交換することを目安に、排泄介助・口腔ケア等の都度、飛沫の暴露等の際に交換が必要)

## 大阪市からのお願い③

・入所系の社会福祉施設等(※)の職員が新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者となり、職員が勤務できなくなった場合に備え、同一法人内での応援体制の調整をお願いします。万一、必要なサービスを継続するために、他法人に応援職員の派遣を要請する必要がある場合には、速やかに指定権者(大阪市)への報告をお願いします。

【※入所施設、グループホーム、宿泊型訓練事業所】

◆**応援職員は感染リスクの低い施設(エリア)での支援が原則です。**

- ・感染者発生施設が属する法人の他の施設(玉突き支援)
- ・感染者発生施設のグリーンゾーン(清潔区域内での支援)

※感染リスクが高い場所(レッドゾーン)での支援は感染者発生施設(運営法人)の職員が対応していただくこととなります。

◆**あらかじめ受援計画の策定が必要です。**

(例)感染予防の対応手順、衛生資材の備蓄、ゾーニングの方法等、法人内施設等からの応援体制、他法人からの応援職員の受入れ計画など

《大阪府ホームページ》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronasien/index.html>

たくさんのご質問をいただき  
ありがとうございました。